

改正廃棄物処理法への対応

< 3 >

弁護士 佐藤 泉氏

改正廃棄物処理法の元請業者一元化の例外条項で下請業者が元請業者に代わって条件付で運搬できるようになった。これに対し、佐藤弁護士は、元請業者が排出事業者でなくなるという趣旨ではないと強調、下請業者による小規模工事や少量廃棄物に関する手順の必要性について「疑問に感じざるをえない」と指摘している。

環境省の産業廃棄物 いての見直しを通知し、
課長施行通知（平成 平成23年3月17日）、
23年2月4日付）で 元請業者が下請業者を
は、運搬先は元請業者 経由してマニフェスト
が下請業者または中間 を交付する場合、交付
処理業者から貸借し 担当者には、下請業者
ている場所や元請業 の氏名を記載するこ
者と処理委託契約を と、運搬受託者や運搬
締結している中間処 受託欄に下請業者の氏
理業者へ運ぶことも 名などを記入する必要
問題ないとしている。 はないとしている。
同通知では運搬の際 下請業者による小規
し、下請業者が備え付 模工事、少量廃棄物に
れるなど適正処理の観
点からかえって望まじ
くない事態を招くおそ
れがあるので、下請業
者の自ら運搬を一部可
能としたとしている。
工事現場の環境保全と
いう趣旨から考えれば
元請業者が運搬に連帯
責任を持つという言書
書だけで下請業者に運
搬を認めてもよかつた
のではないだろうか。
いたすに許可業者を増
やすということが法の
目的ではないはず
だ。

「下請業者の運搬」に疑問

元請一元化の例外条項で

今回の法改正は、建設廃棄物の排出事業者責任を明確にすることが目的だったが、改正処理法第21条3の第3項では、下請業者が廃棄物処理業の許可なく運搬できる場合があることを規定している。ただし、下請業者が運搬した廃棄物であっても、元請業者が排出事業者でなくなるという趣旨ではない。下請業者の運搬終了後は、元請業者が排出事業者である。

下請業者が運搬でき 所有または使用する けるべき書面の様式を ついて、これだけの手
るケースは、規則第18 権原を有する同一また 示している。
条の2で限定されてお は隣接場所の施設に 下請業者が直接、中 順が必要なのか、また
り、修繕や瑕疵補修な 限定し、途中での保管 間処理施設に廃棄物を 可能なのか、疑問に感
は認めない。解体と新 運搬した場合、下請業 同省の廃棄物・リサ 引があることが多く、
500万円以下、特別 策・増築の廃棄物は除 者が元請業者に代わっ イクル対策部部長施行 でも、集まれば大量に
管理廃棄物以外で、か 外されている。要する てその後のマニフェス 通知（平成23年2月4 なる可能性もある。今
つ1立方メートル以下の廃棄 物に限定する。 に、これ以外について トを交付せざるを得な 日）では、下請業者が 後この3項がどのよう
は、業の許可を取得す い。そこで、同省は、 運搬できないと、廃棄 に運用されるか、注目を
運搬先は、元請業者 べきだという趣旨だ。 マニフェスト運用につ 物が工事現場に放置さ れる。（この項つづく）